

グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用要領

令和7年6月4日

(趣旨)

第1条 この要領は、グリーンファイナンスでの調達促進を図るため、グリーンファイナンスサポーターズ制度の登録支援者、環境省又はボストン・コンサルティング・グループ合同会社（以下「BCG」という。）が特に認めた者が使用するロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別に掲げるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は環境大臣に属し、令和7年度グリーンファイナンスサポーターズ制度の委託業務を受託したBCGがロゴマークの付与及び管理に関する事務を遂行する。

(使用申請書の提出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、必要な事項を記載した「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用申請書」（別紙1）を使用開始予定日の1週間前までにBCGに提出し、承認を得るものとする。ただし、国の行政機関による使用においては、使用目的が次項の各号のいずれにも該当せず、本使用要領を遵守する限り、本項及び第7条第1項に定める書類の提出は免除とする。

2 前項に規定する「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用申請書」の提出があった場合は、使用目的が次の各号のいずれにも該当しない限り、BCGは使用を認めるものとする。

- 一 国民の利益を害するおそれがある場合
- 二 営利を主たる目的とする場合
- 三 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- 四 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合
- 五 法令または公序良俗に反するおそれがある場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、BCGが不適切と認めた場合

3 前項の規定により使用を認めた場合、BCGは遅滞なく、「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用許可書」（別紙2）とともにロゴマークの電子媒体をメール等により送付するものとする。

(遵守事項)

第5条 前条に基づき使用を認められ、ロゴマークを使用する者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 BCGに届け出た目的のみに使用すること
- 二 別に定める最新の「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 運用規定」

に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること

(使用期限)

第6条 使用者は、令和7年6月4日よりロゴマークの使用を可能とする。ただし、グリーンファイナンスサポートーズ制度の登録支援者向けのロゴマークを使用できる期間は、グリーンファイナンスサポートーズ制度の登録支援者である期間とする。

(使用目的の変更届出書)

第7条 使用者が、BCGにより認められた使用目的を変更する場合は、必要事項を記載した「グリーンファイナンスサポートーズ制度 ロゴマーク使用目的の変更届出書」(別紙3)をBCGに提出するものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による「グリーンファイナンスサポートーズ制度 ロゴマーク使用目的の変更届出書」について準用する。
- 3 1項に規定する「グリーンファイナンスサポートーズ制度 ロゴマーク使用目的の変更届出書」の提出により、変更を認めた場合、BCGは「グリーンファイナンスサポートーズ制度 ロゴマーク使用目的の変更使用許可書」(別紙4)をメール等により使用者に送付するものとする。

(使用の管理等)

第8条 BCGは、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、またはロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

(使用の差し止め)

第9条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、BCGはロゴマークの使用を差し止めることができる。この場合、BCGは使用者に対して、ロゴマークの使用差し止めを書面により通知するものとする。

- 一 この要領に違反して使用した場合
 - 二 第4条または第7条に基づき提出された「グリーンファイナンスサポートーズ制度 ロゴマーク使用申請書」、「グリーンファイナンスサポートーズ制度 ロゴマーク使用目的の変更届出書」に虚偽の記載があった場合
 - 三 使用者が法令に違反した場合
 - 四 前各号に掲げるもののほか、BCGが不適切と認めた場合
- 2 前項の通知を受けた使用者は、直ちにロゴマークの使用を停止し、インターネット上のホームページ等において使用している場合は当該ロゴマークの表示等を削除しなければならない。

(使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(事故・苦情等への対応)

第11条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関して事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講じるものとする。また、BCGは、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。なお、ロゴマークの使用に関し、BCGと使用者との間で紛争が生じた場合の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所

とする。

(要領の改定)

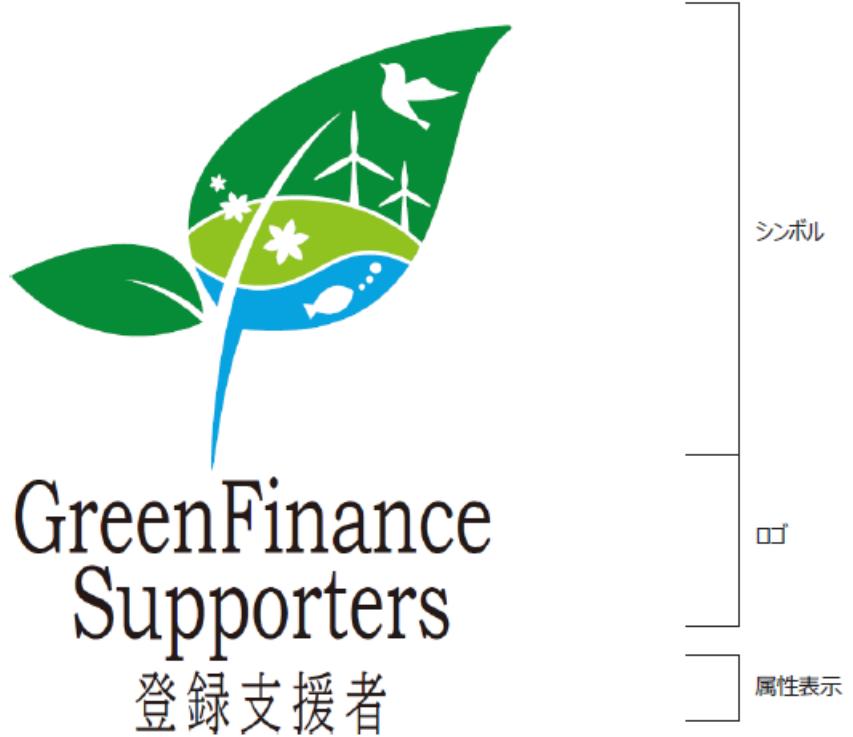
第12条 この要領は、事前の通知がなく、必要に応じて改定される場合がある。BCGは、本要領を変更した場合、必要に応じ、使用者を含む関係者に対しその旨を通知するものとする。通知を受けた使用者は、最新の使用要領を遵守するものとする。

(附則)

この要領は、令和7年6月4日から実施する。

(別掲)

■ロゴマークの構造



■ロゴマークの運用別再現方法の原則

1-「グリーンファイナンスサポーターズ制度の登録支援者」向け



GreenFinance
Supporters
登録支援者

2-「1以外の使用者」向け



GreenFinance
Accelerators

(別紙1)

令和 年 月 日

グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用申請書

ボストン・コンサルティング・グループ合同会社

職務執行者 リチャード・アーウィン・レッサー 殿

使用を申請する者の名称

住所

代表者の役職・氏名

下記の要領でグリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマークを使用することいたしましたく、申請します。

使用に当ってはボストン・コンサルティング・グループ合同会社が定める「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 使用要領」および「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 運用規定」を遵守します。

記

使用開始希望日	令和 年 月 日 ~
使用の目的	
使用の方法 (具体的に記すこと)	

以 上

(別紙2)

令和 年 月 日

○○○○○○○○○○○

△△△△ 殿

ボストン・コンサルティング・グループ合同会社

職務執行者 リチャード・アーウィン・レッサー

グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用許可書

令和 年 月 日付で提出のあった「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用申請書」を受理しましたので、「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 使用要領」第4条第3項の規定に基づき、使用を許可します。

ロゴマークの電子媒体をお渡ししますので、「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 運用規定」に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用して下さいますよう、お願いします。

以 上

(別紙3)

令和 年 月 日

グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用目的の変更届出書

ボストン・コンサルティング・グループ合同会社

職務執行者 リチャード・アーウィン・レッサー 殿

変更申請を行う者の名称

住所

代表者の役職・氏名

令和 年 月 日付使用許可書で使用を許可されたグリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマークについて、使用の方法を下記のとおり変更したいので、申請します。

なお、変更後も、使用に当ってはボストン・コンサルティング・グループ合同会社が定める「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 使用要領」および「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 運用規定」を遵守します。

記

事情変更の内容		
変更事項	変更前	変更後
特記事項		

以上

(別紙4)

令和 年 月 日

○○○○○○○○○○○○

△△△△ 殿

ボストン・コンサルティング・グループ合同会社
職務執行者 リチャード・アーウィン・レッサー

グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用目的の変更使用許可書

令和 年 月 日付で提出のあった「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用目的の変更届出書」について、「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用要領」第7条第3項の規定に基づき、使用を許可します。

引き続き、「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 運用規定」に従って、適切に使用して下さいますよう、お願いします。

以上